

決定が早い方がいいに決まっているが、短期間でどれだけ適正に審査を行っているのかの疑問があったが、本当にずさんな審査が行われていたのである。

今後、労働局側の回答を待ち、さらなる交渉を求めていくこととする。



(ひょうご労働安全衛生センター)

ショック以前の認定事例のことであることが判明し、)本件は、クボタ・ショック後では初の公務上認定事例となった。

石綿に直接曝露する作業なのに認定に2年近くもかかったことも問題だが、もっと問題なのは、基金が地方公務員については微量曝露(環境曝露)が多いとして、労災認定基準の石綿曝露作業に当たらないと決めつけていることである。そして、「石綿労災認定基準を満たさない場合における公務との相当因果関係について」は不明だからとして、公務外にする傾向が出ている。地方公務員の場合、微量曝露なら石綿認定基準の範囲で本省協議するなどして救済するという、労災制度のような手立てがないのは、問題である。



## 地方公務員で初の石綿認定

### 東京●職場環境曝露を軽視の基金

地方公務員の石綿疾患公務災害認定がようやく動き出した。

東京都建築材料検査所で1962-1969年、石綿耐火被覆鉄骨柱の耐火性能試験に従事していた研究職員が、2004年に悪性胸膜中皮腫に罹患。

1960年代、超高層鉄骨建築時代を迎え、鉄骨の許容濃度を求めるための実験を担当し、その実験結果は建設省(当時)告示において用いられたということである。試験室に石綿粉じんがたまりやすく、掃除も行っていたし、加熱試験後に熱をさまして記録をとるときなども石綿を吸いやすかった。

クボタ・ショック直後の2005年8月に被災者が公務災害申請したが、認定作業は一向に進まず、11月に死去。神奈川労災職業病センターなどが同僚から聞き取りをしたり、地方公務員災害補償基金と折衝する過程で、本件のみならず2005、2006年度の請求事案についての作業が、すべてとまっていることが判明。

基金本部は専門医を委嘱し

て、2007年によく決断を開始した。そしてまず、本部に上がっていた12件について、石綿曝露が確認されないとして公務外にした。その後、本件について、6月8日付で公務上とした。(8月号12頁で、12件の公務外と同時に水道関係1件の公務上認定をしたと報告したが、この1件はクボタ・

## 東大営繕職員中皮腫発症

### 東京●文科省は元教官の事例を認定

東京大学は昨年11月に、職員が中皮腫と診断されたとして、以下のような記者発表を行った。東京方面のメディアでこれを取り上げたところはなかったが、今年7月3日付け毎日新聞大阪本社版が報道。「公務災害認定を近く、大学を通じて申請する」とのことで、発表から半年以上も手続がなされていなかったわけだ。また、別件の元東大教官の中皮腫

を、文部科学省は後掲のとおり7月31日に、公務災害として認定したことを公表した。

東京大学職員の中皮腫発症について—平成18年11月17日  
東京大学

本学施設系技術職員(男性、50代)が中皮腫と診断されたので、ご報告いたします。

1. 本職員は本年4月に検査